

主 文

監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による、葬祭料及び遺族補償給付の各支給に関する処分は、これらをいずれも取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成〇年〇月〇日に、株式会社Aに入社し、平成〇年〇月〇日からは同社B営業所（以下「会社」という。）において、トラック運転手として配送業務に従事していた。

被災者は、平成〇年〇月〇日午後4時35分頃、降雪のため会社のトラックにタイヤチェーンを装着する作業中、倒れているところを同僚に発見され、救急搬送されるも、翌日「くも膜下出血」により死亡した。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、監督署長に葬祭料及び遺族補償給付を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであると認め、被災者の給付基礎日額を〇円として、これらを支給する旨の処分（以下「前回処分」という。）をした。

その後、監督署長は、被災者の給付基礎日額は〇円であるとして、前回処分の葬祭料及び遺族補償給付の支給額を変更決定し、前回処分との差額を支給する旨の処分（以下「今回処分」という。）をした。

請求人は、今回処分の給付基礎日額を不服として、審査官に審査請求をしたが、審査官は、これらを棄却したので、さらに、この決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、葬祭料及び遺族補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、給付基礎日額の算定において既に支払い済みとなった賃金のみならず、賃金債権として確立しているものを含んで計算すべきとの主張の下、①携帯電話の発信記録等を勘案しない始業及び終業時刻の算出方法、②配送日報及び安全運転日報にのみ依拠した休憩時間の算定方法、③コース外手当を時間外労働手当の一部とみなした給付基礎日額の算定方法の3点について異議を申し立てている。とりわけ、請求人らは、平成〇年〇月〇日付けの意見書及び公開審理において、コース外手当を割増賃金の代償とすることについては不当である旨強調している。

(2) まず、①始業及び終業時刻について検討する。同時刻の確定に当たって、監督署長は、出勤簿配送日報及び安全運転日報を根拠としているところ、審査官は、これらの資料をより精査し、出勤簿の「始業・終業時間」欄について、配送日報に記載された「出勤時間」「退社時間」欄及び「着時間」「発時間」欄の時刻と安全運転日報に記載された「運行時刻」欄の時刻を照合し、確認が出来た最も早い時刻を始業時刻とし、最も遅い時刻を終業時刻として認定している。当審査会としては、始業・終業時刻の算出に当たっては上記の始業・終業時刻であるとするを妥当であると判断するので、上記の始業・終業時刻に基づき審査官が作成した被災者の労働時間集計表である決定書を採用する。

(3) なお、請求人らは、被災者が会社に携帯電話を用いて電話をしていることが

あることから、同時刻も加味して始業・終業時刻を確定すべき旨主張しているため、当審査会においては、被災者の携帯電話から会社関係者に電話している記録を抜き出し、その日時と通話時刻について被災者の勤務時間との関係から精査した。すると、勤務時間外における通話回数は多いとは言えず、また、通話時間もほとんどが1分ないし2分程度に留まるものであり、さらに同僚等への通話が明らかに仕事上の用件であったと認められるものではないことから、これらを勤務時間であるとして始業・終業時刻に含めることは妥当ではないと判断する。

- (4) 次に、②休憩時間について検討する。休憩時間の算出に当たっては、監督署長及び審査官とも、配送日報に記された「休憩・仮眠の時間」及び安全運転日報における「休憩」を基に、監督署長は、乗替え時間に10分以上の間隔があれば上記時間に加えるとともに、明らかな連続走行が認められない場合には就業規則の規定により1時間の休憩時間を計上しているが、審査官は、1日に数回配送する場合は、配送日報の事務所へ帰社した時間から次の配送の出発時間までを休憩時間として計上している。

当審査会は、運行時間以外の時間について、被災者がどのような状態にあったかを正確に知ることはできないものの、被災者の業務内容及び業務形態から見て、審査官によって算定されている休憩時間の把握方法が妥当であると判断する。

- (5) さらに、③コース外手当について検討する。コース外手当について、請求人らは、同手当額が実際の時間外労働時間と相関性を有しておらず、同手当が時間外労働に応じて支払われたものとは認められない旨主張する。この点、確かに、コース外手当の意味及びその支払い基準は就業規則及び給与規程からも不明であり、他方、被災者に支払われているコース外手当の額が毎月変動しているという実情も見受けられる。

Dは、同手当について、被災者に対してのみ時間外手当分として定額45,000円が支払われ、被災者との口頭による合意であり、その根拠はないと申述するも、度々これを超える額が支払われている事実がある。

当審査会においては、被災者の給料明細書を被災者の配送日報等と照らし併せながら検討し、同手当については、その名のおり通常とは異なるコースないしは車両を用いたことを理由とする定額の対価と時間外労働に係る割増部分

が一体となったものとして理解することが実態に沿ったものであると判断する。そして、給料明細書上、最低額は45,000円となっていることから見て、同額については定額の対価であり、これを超える部分は時間外労働手当として支払われていたものと見ることが妥当である。したがって、被災者が会社と合意していたとする定額の支払いである月45,000円については、時間外労働手当の一部であるとみなすことはできないものであり、同額を時間外手当の一部であるとして給付基礎日額の算定において除外した監督署長の判断は、その限りにおいて取り消されなければならないものである。

- 3 以上のとおり、監督署長による本件処分は、始業・終業時刻及び休憩時間の捉え方において誤りがあり、給付基礎日額を実際よりも多く算定する結果を招く一方、コース外手当の定額部分である45,000円については、これを時間外手当の一部とすることにより、給付基礎日額を過小に算定するという誤りがあると認められるところであり、これらを総合すると、被災者の給付基礎日額は〇円を超えるものと認められるものである。

したがって、監督署長が請求人に対してした被災者の給付基礎日額を〇円であるとして算出した額による葬祭料及び遺族補償給付を支給するとした処分は失当であり、取消しを免れないものである。

よって主文のとおり裁決する。